

提案書作成要領

1 件名

港北区寄り添い型学習支援事業委託

2 業務の内容

「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」（以下、「市要綱」という。）に基づき、生活保護世帯及び生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ中学生及び概ね 15 歳から 18 歳までの高校生世代を対象とし、将来の自立に向けた基盤づくりのため、高等学校等への進学を目標とする学習支援、居場所の提供、将来の進路の幅を広げるための講座の開催等の必要な支援を行います。

3 問い合わせ及び各種書類の提出先

横浜市港北区役所福祉保健センター生活支援課 担当 松本、松井

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

電話 045-540-2341

FAX 045-540-2358

E-mail ko-seikatsushien@city.yokohama.jp

4 参加表明の手続き

(1) 参加意向申出書（様式 1）の提出

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」（以下、「取扱要綱」という。）に基づき、プロポーザル参加意向申出書（様式 1）を提出してください。

ア 提出期限 令和 7 年 12 月 5 日（金）17 時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送してください。）

(2) 提案資格の確認

取扱要綱第 10 条及び第 11 条に基づき、提案資格を満たすか確認し、結果を参加資格確認結果通知書により通知します。また、提案資格を満たす者へは、プロポーザル関係書類提出要請書（様式 6）により必要書類の提出を要請します。

(3) 通知発送日 令和 7 年 12 月 12 日（金）

5 質問書（要領一 1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した者全員に通知します。

- (1) 提出期限 令和7年12月18日(木)17時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参、郵送、又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行ってください。)
- (3) 回答送付日及び方法 令和7年12月26日(金)電子メールによる。

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式(要綱様式5及び要領-2~9)に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは、A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載して下さい。
 - ア 法人の概要について(要領-2)
法人の沿革や経営理念、組織形態及び財務状況等について記載してください。なお、印刷物等の資料添付も可とします。
 - イ 同種事業の実績について(要領-3)
生活保護世帯や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題のあるこどもに対する支援業務の実績について、記載してください。実績がない場合は、該当なしと記載してください。
 - ウ 事業実施方針について(要領-4)
市要綱を踏まえ、本事業を実施するにあたり、実施方針や考え方について記載してください。
 - エ 事業実施体制について(要領-5)
「港北区寄り添い型学習支援事業委託仕様書」に基づき、コーディネーター、支援スタッフの配置、研修計画等について記載してください。
 - オ 事業提案内容と実施手法について(要領-6)
当事業における学習支援及び生活支援、相談支援の取り組みや手法について、また、学習等支援に伴うコーディネーター、支援スタッフの活用、教材等について、具体的に記載してください。
 - カ 事業実施上の管理運営体制について(要領-7)
事業対象者からの苦情対応や個人情報保護、事故防止のリスクマネジメント等について記載してください。
また、区役所との協働や連携について、考え方を記載してください。
 - キ 事業実施費用の積算について(要領-8)
事業実施に係る費用について、積算してください。
※要領-8については、直接の評価項目ではなく、参考上限額として提示していただきます。

ク その他提案等について（要領－9）

その他、養育環境に課題のある中学生に関する問題意識、高校生世代の居場所、体験機会の提供等の取組意欲などについて記載してください。

(4) 提案書作成にあたっての留意点

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図、イラスト等の使用は可能です。
- ウ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント以上の大さとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提案部数 2 部（正 1 部、複写用 1 部）
- イ 提出期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時まで（必着）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送してください。）

(2) その他

提案書は、要領－2 の添付資料を除き、所定の様式以外の書類については受理しません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和 8 年 1 月 29 日（木）
- (2) 実施場所 港北区役所 会議室
- (3) 出席者 責任者を含め 3 名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

9 審査委員会

(1) 港北区第 1 入札参加資格審査・指名業者選定委員会

- ア 所掌事務 プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
- イ 委員 港北区長、港北区総務部長、港北区福祉保健センター長、港北区福祉保健センター担当部長、港北区総務課長、港北区地域振興課長、港北区税務課長、港北区福祉保健課長、港北区高齢・障害支援課長、港北区保険年金課長

(2) 港北区寄り添い型学習支援事業委託に係るプロポーザル評価委員会

- ア 所掌事務 プロポーザルの評価に関すること
イ 委員 港北区総務課長、港北区福祉保健課長、港北区地域振興課長、港北区高齢・障害支援課長、港北区こども家庭支援課長

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
カ 虚偽の内容が記載されているもの
キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
ク ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 特定・非特定の通知
- 提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定したもの及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
- 要する。
- (6) プロポーザルの取扱い
- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。
エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効にするとともに虚偽の記載をしたものに対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる

ことがあります。

カ 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 特定された受託候補者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手續を行います。

カ 概算業務価格（上限）は約10,860千円（税込）です。

事業期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。本事業は、令和8年度横浜市各会計予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、案件として成立しません。

11 評価基準

- (1) 当事業に対する理解及び業務実施方針の妥当性や実現性
- (2) 事業実施体制の妥当性や実現性
- (3) 事業提案内容と実施手法の妥当性や実現性
- (4) 事業実施上の管理運営体制の妥当性や実現性

12 受託候補者の特定

(1) 評価結果の通知

取扱要綱第17条に基づき、受託候補者として特定した者及び特定しなかった者に結果通知書（様式7）により通知します。

(2) 通知発送日 令和8年2月中旬

13 受託候補者との契約手続き

令和8年2月下旬頃